

## 1号様式(第6条関係)

## 審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	未熟児に対する養育医療の給付決定		
根拠法令及び条項	母子保健法第20条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第1号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市母子保健法施行要綱第2条第1項		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(7日 ) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成25年4月1日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	健康部 地域保健課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

(対象及び範囲)

第2条 未熟児養育医療（以下「医療」という。）の給付の対象は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する未熟児
- (2) 別表に掲げる程度のいずれかの症状を有し、医師が入院養育を必要と認めたもの

別表(第2条関係)

未熟児養育医療給付対象基準

1. 出生時体重が2,000g以下の未熟児	
2. 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの。	
(1) 一般状態	ア. 運動不安、けいれんがあるもの。 イ. 運動が異常に少ないもの。
(2) 体温	摂氏34度以下
(3) 呼吸器循環器系	ア. 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの。 イ. 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下のもの。 ウ. 出血傾向の強いもの。
(4) 消化器系	ア. 生後24時間以上排便のないもの。 イ. 生後48時間以上嘔吐持続しているもの。 ウ. 出血吐物、血性便のあるもの。
(5) 黄疸	生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの。 (重症黄疸による交換輸血を含む)